

(議案別冊 1)

平 成 2 9 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(平成 3 0 年 2 月 2 0 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第8号）	1 頁
（特別会計）	
* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	2 5 頁
* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	2 7 頁
* 歯科診療事業特別会計補正予算（第1号）	2 9 頁
* 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	3 1 頁
* 水道事業会計補正予算（第1号）	3 3 頁
* 公共下水道事業会計補正予算（第2号）	3 5 頁

議案第41号

平成29年度川越市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度川越市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,544,042千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,994,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年2月20日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		2,202,220	△2,240	2,199,980
	2 手数料	625,303	△2,240	623,063
14 国庫支出金		17,990,801	61,996	18,052,797
	1 国庫負担金	14,994,549	162,175	15,156,724
	2 国庫補助金	2,905,038	△100,179	2,804,859
15 県支出金		6,783,227	△497,735	6,285,492
	1 県負担金	4,103,974	5,106	4,109,080
	2 県補助金	1,688,655	△421,884	1,266,771
	3 委託金	990,598	△80,957	909,641
16 財産収入		402,391	34,360	436,751
	1 財産運用収入	152,201	△12,078	140,123
	2 財産売却収入	250,190	46,438	296,628
17 寄附金		20,820	5,285	26,105
	1 寄附金	20,820	5,285	26,105
18 繰入金		3,370,248	△2,422,923	947,325
	1 基金繰入金	3,326,836	△2,422,923	903,913
19 繰越金		2,629,741	842,637	3,472,378
	1 繰越金	2,629,741	842,637	3,472,378

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸 収 入		3,474,945	7,378	3,482,323
	5 雑 入	3,263,893	7,378	3,271,271
21 市 債		9,466,800	△572,800	8,894,000
	1 市 債	9,466,800	△572,800	8,894,000
歳 入	合 計	112,538,451	△2,544,042	109,994,409

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		670,472	3,082	673,554
	1 議会費	670,472	3,082	673,554
2 総務費		11,001,958	△1,413	11,000,545
	1 総務管理費	9,105,271	74,315	9,179,586
	2 徴税費	1,276,892	△53,000	1,223,892
	3 戸籍住民基本台帳費	350,886	△23,228	327,658
	6 監査委員費	92,728	500	93,228
3 民生費		48,721,686	△1,416,890	47,304,796
	1 社会福祉費	22,052,076	△1,549,117	20,502,959
	2 児童福祉費	18,712,779	△154,619	18,558,160
	3 生活保護費	7,944,311	286,846	8,231,157
4 衛生費		11,583,730	△55,018	11,528,712
	1 保健衛生費	3,950,413	△27,280	3,923,133
	2 清掃費	5,483,317	△27,738	5,455,579
5 労働費		269,574	△26,152	243,422
	1 労働費	269,574	△26,152	243,422
6 農林水産業費		581,709	△5,200	576,509

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農 業 費	581,709	△5,200	576,509
7 商 工 費		1,500,695	1,304	1,501,999
	1 商 工 費	1,500,695	1,304	1,501,999
8 土 木 費		9,682,983	△701,268	8,981,715
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,794,875	△221,282	2,573,593
	3 河 川 費	252,956	110,400	363,356
	4 都 市 計 画 費	5,765,864	△583,585	5,182,279
	5 住 宅 費	290,425	△6,801	283,624
9 消 防 費		5,024,498	△38,729	4,985,769
	1 消 防 費	5,024,498	△38,729	4,985,769
10 教 育 費		12,705,273	△322,924	12,382,349
	1 教 育 総 務 費	2,610,920	△43,498	2,567,422
	2 小 学 校 費	2,447,844	△205,336	2,242,508
	3 中 学 校 費	1,290,871	△53,348	1,237,523
	6 社 会 教 育 費	2,375,718	△20,742	2,354,976
11 災 害 復 旧 費		283,000	60,000	343,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	215,000	60,000	275,000
13 諸 支 出 金		117,996	△40,834	77,162

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 土地開発公社費	72,834	△40,834	32,000
歳出	合計	112,538,451	△2,544,042	109,994,409

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	旧川越 織物市場 整備事業	千円		千円	千円		千円
			591,400	平成29年度	187,000	591,400	平成29年度	82,080
				平成30年度	357,600		平成30年度	462,520
			平成31年度	46,800		平成31年度	46,800	

第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	施設 援 護	1 5 1 , 4 1 0 千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路(市道)整備(用地)	1 , 4 4 4 千円
		生活道路(市道)改良(用地)	7 , 6 2 6 千円
		広域幹線(市道)整備(用地)	1 2 , 6 8 7 千円
	3 河川費	準用河川整備	1 1 0 , 4 0 0 千円
	4 都市計画費	中央通り地区整備	2 2 , 7 2 1 千円
		新宿町三丁目交差点整備	5 , 6 0 9 千円
		川越駅南大塚線	1 2 5 , 5 0 0 千円
		江川都市下水路管理	1 5 , 0 0 0 千円

(変 更)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
11災害復旧費	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	都 市 下 水 路 災 害 復 旧	200,000千円	都 市 下 水 路 災 害 復 旧	260,000千円

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
本 庁 舎 アスベスト 除去事業費	千円 5,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 2,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
文化施設 設備整備 事業費	85,400	同 上	同上	同 上	58,400	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
民間社会 福祉施設 整備事業費	千円 743,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 641,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
民間保育 施設整備 事業費	109,300	同 上	同上	同 上	110,400	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
清掃運搬 施設整備 事業費	千円 10,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 9,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
東 清 掃 センター 改修事業費	53,800	同 上	同上	同 上	69,200	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
女性会館 解体事業費	千円 77,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 47,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
土地改良 事業費	6,300	同 上	同上	同 上	5,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 239,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 162,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	546,300	同 上	同上	同 上	450,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円 212,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 202,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	102,700	同 上	同上	同 上	195,400	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
笠 幡 駅 周 辺 整 備 事 業 費	千円 162,100	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 89,800	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
川越駅西口 周 辺 地 区 整 備 事 業 費	64,600	同 上	同上	同 上	22,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
川越駅西口 都市基盤 整備事業費	千円 68,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 45,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
新河岸駅 周辺地区 整備事業費	千円 975,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 907,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
街路事業費	369,700	同 上	同上	同 上	410,800	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
旧川越 織物市場 整備事業費	千円 111,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 37,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
都市下水道 整備事業費	72,000	同 上	同上	同 上	18,000	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公営住宅 改修事業費	千円 17,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 13,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	1,052,500	同 上	同上	同 上	935,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 100,200	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 76,000	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設 整備事業費	18,000	同 上	同上	同 上	50,100	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
中 学 校 大規模改造 事 業 費	千円 174,000	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 183,700	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
学童保育室 整備事業費	17,100	同 上	同上	同 上	8,500	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公 民 館 改 修 整 備 事 業 費	千円 8,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 5,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
土木施設 災害復旧 事業費	千円 42,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 114,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 4 2 号

平成 2 9 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,222 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,255,288 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		3,093,013	△1,057,140	2,035,873
	1 他会計繰入金	3,093,012	△1,165,119	1,927,893
	2 基金繰入金	1	107,979	107,980
9 繰越金		841,297	1,061,362	1,902,659
	1 繰越金	841,297	1,061,362	1,902,659
歳入合計		43,251,066	4,222	43,255,288

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		438,361	671	439,032
	1 総務管理費	235,781	671	236,452
8 保健事業費		499,007	3,551	502,558
	2 保健事業費	57,149	3,551	60,700
歳出合計		43,251,066	4,222	43,255,288

議案第43号

平成29年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,933,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月20日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,234,543	51,966	3,286,509
	1 後期高齢者医療保険料	3,234,543	51,966	3,286,509
2 繰入金		645,268	△5,227	640,041
	1 一般会計繰入金	645,268	△5,227	640,041
歳入	合計	3,887,081	46,739	3,933,820

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,045	△5,227	115,818
	1 総務管理費	108,291	△5,227	103,064
2 広域連合納付金		3,758,236	51,966	3,810,202
	1 広域連合納付金	3,758,236	51,966	3,810,202
歳出	合計	3,887,081	46,739	3,933,820

議案第 4 4 号

平成 2 9 年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度川越市歯科診療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 278 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,478 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		5,000	278	5,278
	1 繰越金	5,000	278	5,278
歳入合計		82,200	278	82,478

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		69,952	278	70,230
	1 施設管理費	69,952	278	70,230
歳出合計		82,200	278	82,478

議案第 4 5 号

平成 2 9 年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142,510 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		20,000	110	20,110
	1 繰越金	20,000	110	20,110
歳入合計		142,400	110	142,510

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水総務費		70,043	110	70,153
	1 総務管理費	70,043	110	70,153
歳出合計		142,400	110	142,510

議案第46号

平成29年度川越市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度川越市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度川越市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	2,449,035千円	222,471千円	2,226,564千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	6,836,903千円	92千円	6,836,995千円
第1項 営業収益	6,406,232千円	92千円	6,406,324千円
支 出			
第1款 水道事業費用	6,456,229千円	161,385千円	6,294,844千円
第1項 営業費用	6,145,719千円	191,979千円	5,953,740千円
第2項 営業外費用	190,652千円	30,594千円	221,246千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,992,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146,266千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金200,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,131,864千円及び当年度分損益勘定留保資金314,191千円で補填するものとする。)」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	3,114,949千円	225,201千円	2,889,748千円
第1項 建設改良費	2,459,686千円	225,201千円	2,234,485千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
(1) 職員給与費	786,577千円	1,952千円	788,529千円

平成30年2月20日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第 4 7 号

平成 2 9 年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 9 年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 2 9 年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（ 項 目 ）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（ 4 ）主要な建設改良事業の概要			
公共下水道施設整備 事業費	6 3 4 , 8 8 2 千円	6 1 , 2 4 8 千円	5 7 3 , 6 3 4 千円
公共下水道施設改良 事業費	7 3 0 , 8 8 1 千円	8 9 , 2 6 2 千円	6 4 1 , 6 1 9 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	6 , 2 8 1 , 6 5 3 千円	4 , 3 3 0 千円	6 , 2 7 7 , 3 2 3 千円
第 1 項 営業収益	4 , 4 1 3 , 3 7 5 千円	6 4 千円	4 , 4 1 3 , 4 3 9 千円
第 2 項 営業外収益	1 , 8 6 7 , 9 4 1 千円	4 , 3 9 4 千円	1 , 8 6 3 , 5 4 7 千円

	支 出		
第1款 下水道事業費用	6,192,160千円	8,713千円	6,200,873千円
第1項 営業費用	5,705,246千円	4,183千円	5,701,063千円
第2項 営業外費用	477,814千円	12,896千円	490,710千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,754,586千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,071千円及び過年度分損益勘定留保資金1,688,515千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	970,723千円	122,770千円	847,953千円
第1項 企業債	659,800千円	127,100千円	532,700千円
第7項 他会計補助金	63,587千円	4,330千円	67,917千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,773,049千円	170,510千円	2,602,539千円
第1項 建設改良費	1,551,342千円	170,510千円	1,380,832千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 659,800	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ 他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。	千円 532,700	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ 他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
(1) 職員給与費	6 2 2 , 8 5 3 千円	6 6 0 千円	6 2 3 , 5 1 3 千円
(他会計からの補助金)			

第 7 条 予算第 1 0 条中「 1 0 5 , 5 5 2 千円」を「 1 0 9 , 9 1 8 千円」に改める。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日提出

川越市長 川 合 善 明